

奈良県告示第三十九号

昭和四十五年一月奈良県告示第四百七十七号（奈良県収納代理金融機関の指定）の一部を次のように改正する。

令和三年五月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一中「株式会社第三銀行」を「株式会社三十三銀行」に改める。